

センターから保育園へ 精報発信マガジン



ゆうメール 2021. 1月号 Vol. 52

ほっと一息 Coffee time





沖縄県保育士・保育所総合支援センター

〒901-0152

那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター4階 413号室

T E L:098-857-4001 FAX:098-857-4007

開所時間:月~金曜日 9:00~18:00 定休日:土·日·祝祭日

HP: http://okihoiku.com







旧年中は大変お世話になりました 本年もよろしくお願い申し上げます。

沖縄県保育士・保育所総合支援センターは、沖縄県の「待機児童を解消する」ために設置されたセンターです。残念ながら、まだ「待機児童の解消」には至っていませんが、保育所関係の皆様のご尽力を賜り、もう一歩のところまで到達することが出来ました。心より感謝申し上げます。

令和3年が、保育所関係の皆様にとりまして希望に満ち溢れた1年になりますよう祈念申し上げます。本年も当センターへご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年 元旦 沖縄県保育士・保育所総合支援センター センター長 知花 聡



今月の内容

- 1. 就労支援チームから
- 2. 労働環境支援事業から① (好事例園のご紹介)
- 労働環境支援事業から②

 (社労士の先生へ相談Ⅱ)
- 4. 教えて! 善平先生 ~働かせ方のルール 第1弾~
- 5. 求職者登録情報

2020年 沖縄県保育士合同就職説明会無事終了致しました!!

10月より実施してまいりました合同就職説明会が無事終了いたしました。

今年度は、実施前からコロナ感染者の人数報告を聞くたび、不安との闘いでしたが、お陰様で感染者を出すこともなく無事終了できました。関係者の皆様に感謝申し上げます。

	10月	11月	12月	合計
学生	27名	132名	65名	224名
— 般	32名	55名	32名	119名
合計	59名	187名	97名	343名

今後は求職者のご要望にお応えして施設見学等のご相談をさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

10月嘉手納中央公民館









11月

沖縄県総合福祉センター







/ 12月 —— 豊見城市民体育館







労働環境改善事業から①

今回のテーマ 「 働く環境の整え方 ~声を掛ける~ 」

職場環境について園へインタビューしました

Q.残業が無いとの事ですが、 何か工夫されていることはありますか?

保護者の協力により土曜日は家庭保育が多いため、土曜の午後に事務作業の時間を確保しています。園だよりや指導票、月案などもこの時間に作成してもらっています。



です。)

インタビューした園の様式 (注 ※これは一例です。)



また、書類業務の軽減として、保育日誌を改善しました。記入を個人ごとにする事により、職員も簡潔に伝える力がつき、業務軽減につながりました。 持ち帰りの仕事についても出来るだけしないように!と伝えています。(ほとんど無い

Q. コミュニケーションで意識していることはありますか?

「声掛け」を大事にしています。

職員1人1人の表情を見て、疲れているなと感じたら声を掛けたり、また、体調が悪いときも「休んでね」と声掛けし、年休に関しても取得しやすいよう配慮しています。やはり遠慮してしまう職員もいるので、"気持ちを引き出す"ことを意識しています。そのおかげか、アットホームでとても雰囲気が良いと感じます。

また、基本的に保育に関しては保育士に任せています。必要と感じれば現場に確認 して私も入りますが、一緒に現場に入る事により、保育というものを習得していく と思います。

私自身、職員の経験に頼る事もあります。皆、それぞれの考え方があるため、職員 にも "良いと感じたことは先輩後輩関係なく取り入れて欲しい"、と普段から伝え ています。

みんなが出来て当たり前ではなく、それぞれ得意不得意があり、 その人の得意なところを伸ばしてもらえればと思っています。 皆、一生懸命頑張ってくれていて、感謝しています!



闌長先生

労働環境改善支援事業から②

9月の動画視聴後の **社労士の先生への相談コーナー** パート2

12 月号でも お届けしております♪

【 質問1 (A園の場合)】 ~「36協定届」とは?その効果について~

Q、「36協定届」を毎年届けなければならないと、聞いたのですが 「36協定届」とは何ですか?届け出なければどうなりますか?

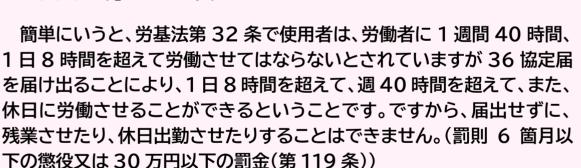


A 園 園長

【 返答(社労士さんより)】

A、「36協定届」とは、正しくは「時間外労働・休日労働に関する協定届」と言います。労働基準法では「時間外及び休日の労働」について第36条に定めています。

「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この項において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1日について2時間を超えてはならない。」とあります。



有効期限がありますので、最低でも1年間に 1 回は届出る必要があります。届け出た日からの適用になりますので、4 月 1 日からの場合は前月の 3 月中に届出るようにしましょう。



社労士

「残業、休日労働させるためにやっておかなければならないこと」

- 1.36 協定届(時間外労働・休日労働に関する協定届)を労基署に届け出ること
- 2. 就業規則に法定時間外労働、休日労働があることを明示
- 3. 労働条件通知書に、法定時間外労働、休日労働があることを明示





第1弾/

比嘉園長が顧問の善平社労士に、「働かせ方のルール」について相談しています。



今更ながらですが、来年度に向けて働かせ方のルールについて再確認した いのですが・・・

比嘉園長

分かりました。先ずは、労働者との契約の内容を示す。労働条件通知書 についておさらいしましょう。労働条件通知書又は労働契約書は交付して いますか?





はい。採用したときと労働条件に変更があったときに、「書面」で交付 しています。

「原則は書面で交付してください」は変わらないのですが、平成 31 年 4 月から、労働者が希望した場合に、FAX、Eメールや、Yahoo!メール、Gmail 等の Web メールサービス、 LINE やメッセンジャー等の SNS メッセージ 機能を利用した明示もできるようになりました。ただし、プリントして書 面を作成できるものに限られます。





そうなのですね。希望があれば対応できるようにしたいと思います。

次に、労働条件で明示しなければならない事項について、確認したいと思いま す。絶対的明示事項として、必ず記載しなければならない事項が5つあります。 1番目に「労働契約の期間」、労働契約期間のある有期労働契約なのか。契約期 間の無い無期労働契約なのかを明示します。労働契約期間のある有期労働契約 の場合は、「有期労働契約の更新の基準」を示す必要があります。





期間の定め無しの正社員の場合は、「有期労働契約の更新の基準」は省略し て良いのですね?分かりました。それで、もし期間の定め有りとする場合、 契約期間は何年としても大丈夫ですか?

「雇用契約期間有り」とした場合は、原則 3 年を超える契約期間を定めることはできません。





そうなのですね。1年間で労働条件を見直していきたいので長くても 1年として更新有りとしていきたいと思います。

1年更新を続けて5年を超えた場合、6年目に労働者が無期転換を希望した場合は、7年目の契約から「無期転換」になりますので、7年目からの労働条件通知書の「労働契約の期間」は、期間の定め無しとなります。





そうでしたね。労働契約期間の管理もきちんとする必要がありますね。

比嘉園長

2番目の事項は「就業場所・従事すべき業務」です。園長先生のところは3つ保育園がありますが、従事する園を明示します。年の途中で園を異動する可能性がある場合は、異動の可能性があることを労働者にも伝えて、又はということで異動の可能性のある園を明示します。従事すべき業務は、労働者の従事する業務を明示します。保育士であれば、保育士業務などですね。



善平社労士



比嘉園長

実は、台風の後片付けの時に実際にあったことですが、台風の後片付けは 保育士業務では無いということで片付けに参加しない保育士がいました。 園のことなので、全員で力を合わせて片付けるべきだと思っているのです が・・・

そうですね。それでは、「保育士業務。その他、〇〇保育園の運営に付随する全ての業務」ではいかがですか?



善平社労士



全員一丸となって運営していくという感じで良いですね!!



[「労働基準法施行規則」改定のお知らせ 平成31年4月から、労働条件の明示が FAX・メール・SNS等でもできるようになります]を折り込みしていますのでご覧ください。

- ◆始業・終業時刻、所定労働時間超えの労働の有無、休憩時間、休日、休暇、2交代制等に関する事項
- ◆賃金の決定・計算・支払方法、賃金の締切・支払時期、昇給に関する事項
- ◆退職(解雇を含む)に関する事項

は、2月号、3月号に続く



 $(11/27\sim12/22)$

求 職 者 登 録 情 報

【 保育士登録者 】 729 名

【 新規保育士登録者 】 12月 9 名

【 希望雇用形態 】

正規雇用 366名 非正規雇用(フルタイム) 85名 非正規雇用(パートタイム)・ 210名

※登録者数は変動的な数字となります。





















おいさせ

◇年次有給休暇の計画的付与制度◇ 新しい働き方・休み方が始まっています。





労働基準法が改正され、2019年4月から年 5日間の年次有給休暇を確実に取得させるこ とが必要となりました。

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

年次有給休暇取得促進特設サイト検索

折り込みを同封しております のでご覧ください!

1月号「ほっとポット」はいかがでしたでしょうか?

多くの保育現場の声をお届けしたいと思います。ご意見・ご感想がございまし たらお聞かせ下さい。よろしくお願い致します。(担当:與那覇・玉城)

沖縄県保育士・保育所総合支援センター Tel 098-857-4001 Fax 098-857-4007

URL http://okihoiku.com mail: hot.okihoiku@gmail.com